

近畿農政局 デジタル消費者の部屋

動物検疫制度をご存じですか？

～家畜伝染病の国内侵入を防止するために～



動物検疫所の概要

～動物由来の伝染病の侵入防止を図るために～

現在、世界各国において、アフリカ豚熱(ASF)や口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病などの動物の伝染病が広く発生しており、畜産業だけでなく、人命に関わる被害も多く出ています。

これらの伝染病が日本に侵入すれば、日本の畜産に甚大な被害を与えるだけでなく、国民生活にも大きな影響を及ぼします。

日本は四方を海に囲まれており、検疫を行う条件に恵まれています。人や物流の往来が発展している中で、伝染病の日本への侵入リスクは増大している状況です。

このため動物検疫所は、主要空海港を始め全国に配置されており、日夜、海外から輸入される動物や畜産物の検査を実施し、動物由来の伝染病の国内侵入を防止しています。



国内に侵入した伝染病！ 口蹄疫の恐ろしさ



平成22年に宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫は、瞬間に広がり、牛や豚など約30万頭の家畜が殺処分されるなど、畜産業だけでなく地域経済に甚大な被害をもたらしました。

動物検疫の検査が必要なものは何？



(法律により検査対象が異なります)

- 家畜伝染病予防法
 - ・牛や豚などの偶蹄類の動物、馬、鶏やアヒルなどの家禽、犬、ウサギ、ミソバチ
 - ・上記動物の骨、肉、皮、毛などの畜産物
 - ・ワラや飼料用の乾草
- 狂犬病予防法
 - ・犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ・サル
- 水産資源保護法
 - ・こい、金魚など

畜産物の輸入検査(家畜伝染病予防法)



検査が必要な畜産物は、旅行者がお土産として持ち帰るもの、郵便物や航空貨物、船舶貨物として、全国の空港や海港に毎日大量に到着しています。

畜産物の検査は、空港の手荷物受取場内にある動物検疫カウンターで行う他、船舶貨物として輸入された大量の畜産物は、到着した港湾地区にある動物検疫所から検査場所として指定を受けた冷蔵倉庫等に搬入して現物検査を実施しています。

ビーフジャーキーやハム・ソーセージなどの肉製品は、輸出国における家畜の伝染病の発生状況によって輸入禁止国・地域が決められています。

アジアをはじめ、多くの国からの肉製品は輸入禁止となっています。

伝染病の発生がない国からの肉製品であっても、必ず輸出国政府機関が発行する検査証明書がないと肉製品を輸入することはできません。

ほとんどの国で販売されている肉製品は、検査証明書が付いていないため、輸入することはできません。

また、免税店で販売されている肉製品であっても検査証明書が付いていなければ、輸入することはできません。

検査証明書のある畜産物は、検査証明書に記載されている畜産物であることの確認と加熱処理などの条件がある場合は加熱状況を確認する検査を実施します。その他、輸出国の家畜衛生状況により消毒などの処置を行う場合があります。輸入検査の結果、異常が認められなかった畜産物は輸入が認められます。

検査証明書のない畜産物や加熱処理条件違反などの問題が確認された畜産物は、返送又は焼却処分となります。

動物の輸入検査(家畜伝染病予防法)



海外から到着した動物は、船内や航空機内で伝染病の兆候がないかの検査の後、係留施設に収容し、さらに詳しい検査を行います。



動物の種類によって、係留検査の期間が決まっています。

- ・牛や豚などの偶蹄類の動物 15日
- ・馬 10日
- ・鶏やアヒルなどの家きん 10日
- ・家きんの初生ひな 14日
- ・ウサギ、ミツバチ 1日



係留施設に収容した動物は、まず輸出国政府機関発行の健康証明書に記載されている動物であるかの個体確認を行います。

個体確認の後、毎日の臨床検査以外に、血液検査、細菌培養検査、抗体検査、ウイルス分離検査など各種の精密検査を行います。



係留期間中の検査において、健康であることが確認された動物は解放されますが、解放後も仕向先の都道府県において3ヶ月間の着地検査が行われています。

係留検査で伝染病が摘発された動物は、返送又は殺処分となり、家畜の伝染病の侵入を防止しています。

その他の検査

狂犬病予防法



海外から輸入される犬や猫などは、狂犬病予防法に基づき輸入検査を行っています。世界のほとんどの国で狂犬病が発生しており、マイクロチップの装着や複数回の狂犬病予防接種、狂犬病抗体検査を行うなど厳しい輸入条件を設けて、狂犬病の国内侵入を防止しています。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



動物由来の感染症であるエボラ出血熱やマールブルグ病の国内侵入を防止するため、サルは原則禁止となっていますが、一部の国からは試験研究や展示用に限ってサルを輸入することができます。

サルの輸入場所は、関西空港と成田空港に限り認められており、特別な検査施設で係留検査を行っています。

水産資源保護法



海外から水産動物の病気が侵入しないように、こいや金魚などの水産動物を輸入するためには、事前に農林水産大臣の輸入許可を取る必要があります。

入国者への靴底消毒及び質問業務



海外では多くの国でアフリカ豚熱(ASF)や口蹄疫、鳥インフルエンザが発生していることから、関西空港に到着される全ての旅行者の靴底消毒を実施しています。

また、入国する旅行者に消毒が必要な物品を所持していないかの質問を行うなど、水際対策を強化しています。

検疫探知犬



検疫探知犬は、旅行者の手荷物の中に日本へ持ち込めない肉製品や果物、野菜などが含まれていないか臭いをかぎ分けて発見する訓練を受けた犬です。

関西空港ではアメリカで訓練を受けたビーグル犬が日々、探知活動を行い、海外から伝染病の国内侵入を防止するために活躍しています。

検疫探知犬



検疫探知犬は、旅客の手荷物や国際郵便物の中から動物検疫や植物防疫の対象となるものをかぎ分けて発見するよう訓練を受けています。

日本では平成17年12月から導入され、全国各地の空港で働いています。

空港で活躍する検疫探知犬



アメリカ生まれのオスのビーグル犬です。

ビーグル犬は、においをかぐことが大好きで、小さく可愛いため、検疫探知犬に向いている犬種といわれています。



検疫探知犬はハンドラーとペアで、アメリカで約3ヶ月の養成トレーニングを受け、日本へ帰ってから約1ヶ月の馴致訓練を経て、デビューします。

対象となるお肉や果物を発見したら座ってハンドラーに知らせます。

年に数回能力評価のテストをしています。

検疫探知犬ハンドラーのとある1日



散歩・給餌

犬房清掃

グルーミング

移動

活動準備

探知活動

移動

散歩・給餌



正解すると、おやつがもらえるわん！



皆様へお願い！

検疫探知犬は多くの方に声をかけられると、集中力を欠いてしまいます。検疫探知犬を見かけても手を触れず、遠くから見守ってくださいますようお願いいたします。

肉製品 持込禁止

家畜伝染病予防法の改正により
2020年7月1日
から罰金が最高**300**万円
になりました!

※ただし、法人に対しては
最高**5,000**万円

STOP

農林水産省動物検疫所

アジア地域で アフリカ豚熱 発生中

There have been outbreaks of
African swine fever in Asia.

輸入禁止

Bringing meat products
is prohibited!

輸入検査を受けずに肉製品を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます
(※法人の場合は5000万円以下)

Imprisonment of 3 years or less or a fine of 3 million yen or less will be imposed,
when importing meat products without receiving import inspection
(up to 50 million yen for businesses)

農林水産省 動物検疫所

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
Animal Quarantine Service

動物検疫制度をご存知ですか？

～家畜伝染病の国内侵入を防止するために～

『海外で肉製品などのお土産を買っても大丈夫？』

『ペットを連れて海外に行くにはどうするの？』

動物検疫は、中国等アジア各国で発生したアフリカ豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病などの動物の病気が、国内に侵入することを防止するために設けられている制度です。日本は、牛や馬、鶏のヒナなどの動物、肉製品などの畜産物を海外からたくさん輸入しています。

今回の「消費者の部屋」展示では、これらの輸入検査がどのように行われているのかについて、パネルの展示によりご紹介します。また、旅行者の手荷物に肉製品や果物などの検査対象品が入っているかを嗅ぎ分ける「検疫探知犬」の活動もご紹介します。

肉や果物を見つかるワーン！



関西空港では、肉製品や果物を発見する検疫探知犬が活躍中！

●期間：令和6年4月23日（火）～5月9日（木）9時00分～17時
（土・日を除きます。初日は13時から、最終日は正午までとなります。）

●場所：中京区役所 1階「区民ホール」

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
地下鉄「二条城前」駅下車 徒歩約3分
市バス「堀川御池」下車すぐ



◆お問合せ先◆

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課 「消費者の部屋」
電話：075-414-9771（直通）
動物検疫所 関西空港支所 検疫第1課
電話：072-455-1956（直通）

農林水産省
近畿農政局

